

NIMS 第 4 次男女共同参画グランドデザイン

令和 5 年 4 月
男女共同参画委員会

1. 背景等

国の第 5 次男女共同参画基本計画¹では、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、男女共同参画社会の形成促進を図っていくとしている。働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、キャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮するために、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がより一層重要になるとしている。

現在、研究職・技術職に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、更なる参画拡大が望まれており、また、研究現場を主導する上位職への女性登用推進に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）、及び、女性研究者・技術者のキャリアパスの明確化や研修の充実等、女性リーダー育成支援の取組が強く求められている。

NIMS はこれまで、各中期目標・中期計画において、男女共同参画や次世代育成支援に適切に対応するとし、平成 18 年に第 1 次、平成 23 年に第 2 次、平成 29 年に第 3 次と、男女共同参画グランドデザインを策定し、諸施策を実施してきた。今後も、前述の第 5 次男女共同参画基本計画および NIMS のこれまでの男女共同参画グランドデザインにおける目標達成状況等を踏まえ、男女がともに働きやすい職場環境の整備を引き続き行うことが必要である。

そこで、令和 5 年度から 11 年度の 7 カ年を期間とする第 4 次男女共同参画グランドデザインを策定する。

2. 基本方針

- 多様な価値観、ライフスタイルを有する職員が各々のワーク・ライフ・バランスを実現するための支援
- 女性職員がより一層能力を発揮できるような職場環境の整備
- 男女共同参画に関する職員の意識の高揚

¹内閣府「第 5 次男女共同参画基本計画」

3. 活動内容（アクションプラン）

実施項目		担当部署	達成目標年度	備考
子育て・介護支援 （子育て・介護により、短時間労働を余儀なくされる職員に対する支援）	育児・介護中職員支援制度の継続実施	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 （期間中継続実施）	
	託児施設利用制度の継続実施	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 （期間中継続実施）	
働き方の改革 （仕事と家庭を両立し易い勤務制度の設置等）	超過勤務の抑制	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 （期間中継続実施）	超過勤務が減少するように、業務効率化を推進する。
	有給休暇の取得促進	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 （期間中継続実施）	取得率が向上するよう、有給休暇取得促進のための機構内周知を徹底する。
	在宅勤務制度の活用（新規）	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度	ワーク・ライフ・バランス推進のため、在宅勤務を有効に活用する（研究職、技術職、事務職）。

＊各施策の実施状況等については、男女共同参画委員会において毎年度フォローアップを行う。

実施項目		担当部署	達成目標年度	備考
女性の能力を活用する職場作り (女性職員の積極的な採用・登用)	女性研究者・技術者の採用者割合 (定年制、キャリア形成のみ)：18%	人材開発室	令和 11 年度 (令和 5 年 - 令和 11 年度の 7 年間の平均)	目標値を念頭に置いて、女性職員の採用に努める。
	女性研究者・技術者の在籍者割合 (定年制、キャリア形成のみ)：12%程度	人材開発室	令和 11 年度	
	女性事務職員の在籍者割合：30%程度 (定年制、キャリア形成のみ)	人事室	令和 11 年度	
	女性職員の管理職の割合： 11% 程度 (研究職は GL 以上、技術職は UL 以上、事務職は室長以上)	人事室	令和 11 年度	目標値を念頭に置いて、女性管理職の育成・獲得・登用に努める。
男女共同参画に対する啓発、周知等	育児、介護に関する諸制度の積極的 PR	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 (期間中継続実施)	
	男性育児休業等の取得促進 (新規)	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 (期間中継続実施)	男性職員の育児休業の取得を促進することで、誰もが育休を取得しやすく、また、働きやすい環境づくりを目指す。
	管理職教育への男女共同参画の内容盛り込み	人事室、人材開発室	令和 5 年 - 令和 11 年度 (期間中継続実施)	

*各施策の実施状況等については、男女共同参画委員会において毎年度フォローアップを行う。

	セミナー等の実施	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 (期間中継続実施)	
	外部機関主催の啓発セミナー等の周知 及び参加呼びかけ	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 (期間中継続実施)	
	男女共同参画に関する相談窓口設置	人事室	令和 5 年 - 令和 11 年度 (期間中継続実施)	

*各施策の実施状況等については、男女共同参画委員会において毎年度フォローアップを行う。